

町村をむすぶ

MIYAGI 宮城町村会だより

<http://www.miyagi-ck.gr.jp>

2020
4-5
Vol.496



大木囲貝塚の一本桜『だいぎ桜』

写真の桜は、大木囲貝塚の奥にある江戸彼岸の一本桜「だいぎ桜」。大木囲貝塚は縄文時代の集落跡で、現在は史跡公園として公開されています。貝塚内はだいぎ桜の他、山桜、霞桜、大島桜など野生種の桜が200本以上植えられています。

写真・文 提供／七ヶ浜町

町村会のうごき

共済事業アレコレ

町村通信 21 ～川崎町～

4つの廃校を同時に活用
事業者と連携し 賑わいを創る

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

医療体制・経済対策などに万全の対応、支援措置を要請

4月6日、本会は、新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、町村においても医療や経済を中心に様々な影響が発生していることから、早急の対策を図られるよう県に要請しました。

要請にあたり

佐藤仁会長（南三陸町長）、齋清志副会長（大河原町長）、櫻井公一副会長（松島町長）が県庁に村井県知事を訪ね、「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書」を手渡し、今後の対策について意見を交わしました。



村井県知事（左から2人目）に要望書を手渡す佐藤会長（同3人目）と齋副会長（左）、櫻井副会長（右）



記者会見に臨む正副会長

県庁・知事応接室

【新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書】

2019年12月に新型コロナウイルス感染者の確認以来、全世界を巻き込んだ広がりをみせ、東京オリンピック・パラリンピックも延期に迫り込まれた状況にある。国内でも未だ新型コロナウイルス感染者の確認が相次いでおり、国民の不安の高まりとともに、移動の制約や文化・スポーツのイベント中止など、国民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしている。

国では、3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」を決定し、学校の臨時休校、事業者や雇用者に対する金融支援・助成措置を打ち出したところであり、県内町村においても学校の休校や各種行事の中止等により感染防止に全力をあげて取り組んでいるところである。

しかしながら、未だ、感染終息の見通しが立たない中、地域の産業界に与える影響は大きいことから、地域住民や事業者の不安解消に向けた、感染防止、医療体制、経済支援施策等を、国・宮城県の連携のもと、速やかに実施されるよう次の事項を要望する。

1. 県民の新型コロナウイルス感染に対する不安を軽減するため、マスク、アルコール消毒液等の確保を図るとともに、相談体制、検査体制及び医療体制の充実を図り周知に努めること。
2. 新型コロナウイルス感染者が増加した場合、感染症指定医療機関以外の公立病院等に対しても感染者の受入れの協力が求められるが、感染者受入れに必要な検査・医療器具の整備や検査人員の確保等について、国と連携した支援策を講じ医療体制の充実を図ること。
3. 宮城県内で集団感染が発生した場合は、公立病院だけでは対応が困難な場合も想定される。十分な医療体制が維持できるよう病院間の支援ネットワークや看護師派遣などの医療人材の確保などについて、広域的な医療関係機関の支援体制の整備を図ること。
4. 新型コロナウイルス感染予防のため多くの経済活動が停滞し、中小企業では事業存続にも関わるような深刻な状況に陥っており、従業員の雇用にも影響を及ぼしている。感染が終息するまで、安定的に事業を継続し雇用が維持できるように大胆な経済対策・雇用対策を講じるよう国に要望すること。
5. 新型コロナウイルス感染予防の影響が特に大きいのが、宿泊事業者、運輸事業者、飲食事業者等であり、新型コロナウイルス感染終息後の観光需要の速やかな回復に向けた観光振興策を講ずること。
6. 感染予防策による影響が大きい事業者等に対する税制面の支援策を講じることと、支援策の実施に当たっては地方自治体財政に影響が生じないよう国に要望すること。

冒頭、佐藤会長は、県内における感染者の増加に伴い町村部においても不安が高まっている状況にふれ、「地域住民や事業者の不安軽減に向けた県と町村との連携」について要望し、齋副会長からは、みやぎ県南中核病

院の現状などから広域医療・検査体制の拡充について要望しました。また、櫻井副会長は、観光地において宿泊のキャンセルや訪問客が急減している状況などについて知事に説明し、その対応を求めました。

令和2年度の県町村会（事業計画概要）

基本方針

町村では、国際化、情報化、少子高齢化が急速に進行するとともに、震災復興のステージが「発展期」後半に移行し、復興の総仕上げに向けた施策展開が行われているが、経済基盤やコミュニティの再構築、暮らしの再建に向けたソフト事業の展開など、行政需要は量・質ともにますます複雑化し、克服すべき課題を多く抱えている。

また、昨年10月の台風第19号は、町村に大きな被害をもたらし、その復旧が求められている。

本会は、これらの課題解決に寄与するとともに、町村行政の円滑な運営と町村自治の発展を図るため、全

国町村会及び各関係団体と連携しながら、政務活動、自治振興事業及び各種災害共済事業等を積極的に展開していく。

《会議》

会務運営のため▼町村長会議▼正副会長会議及び監事会▼町村総務課長会議（必要に応じて開催）

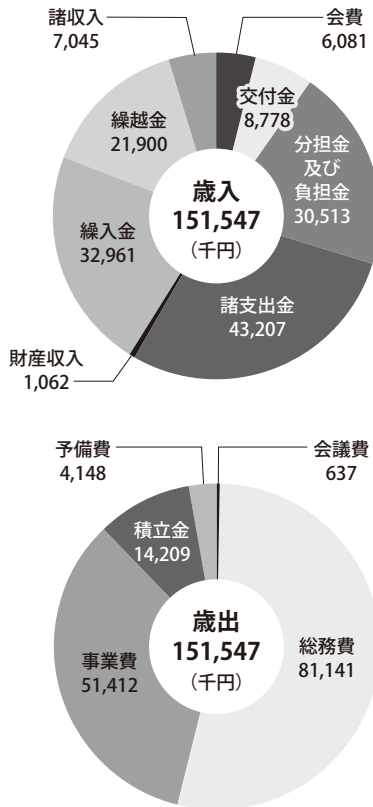
《政務調査活動》

町村共通の行財政課題の解決に向け▼調査研究活動―政務委員会（総務建設・産業経済・厚生文教）及び政務委員会幹事会の設置▼要望活動①国会、政府関係省庁、宮城県等への要請、②本県関係国会議員、県首脳部等との意見交換会の開催

《情報活動》

▼ホームページの活用▼宮城町村会

令和2年度一般会計 歳入歳出予算



だよりの発行▼宮城県町村会紹介パンフレットの作成

《研修事業》

▼町村長研修▼副町村長研修▼企画・財政政策合同研修▼行政課題研修▼移動研修（まちづくり研修）▼新規採用職員研修▼面接技法等研修▼研修派遣事業▼町村職員研修受講助成事業

《自治振興対策事業》

▼市町村職員採用試験▼法令外負担金適正化措置▼自治功労者表彰▼非常勤職員公務災害補償事業▼町村行政法律相談▼町村税務課長代表者会議▼「町村会二〇〇年の歩み」編纂事業

《災害共済事業》

町村の財産保全と財政の安定並びに町村職員の福利厚生のため、相互救済を目的に▼（二財）全国自治協会建物災害共済▼同自動車損害共済▼全国町村等職員団体生命共済（弔慰金）▼全国町村会総合賠償補償保険▼全国町村会災害対策費用保険▼全国町村職員生活協同組合火災共済▼同自動車共済▼同特定疾病保険▼全国町村等職員任意共済（生命・医療・収入補償）保険▼全国町村等職員個人年金共済

町村会日誌

2月

- ▼8日 自治功労者表彰式（県自治会館）
- ▼8日 町村長会議（県自治会館）
- ▼14日 宮城県町村議会議長会定期総会（県自治会館）佐藤会長出席
- ▼25日（26日）全国町村会政務調査会財政委員会（南三陸町）佐藤会長出席
- ▼25日 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会（県自治会館）

3月

（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、予定の事業を中止、変更。）

4月

- ▼6日 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望（県庁）佐藤会長、齋副会長、櫻井副会長出席

編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されます。本会においても医療体制や経済対策などの速やかな対応について、関係方面に要望しました。

本紙について、今号から編集・発行の見直しをしております。諸事情から紙面を縮小しましたが、町村をむすぶという発行の趣旨を踏まえ、内容の充実を図ります。

引き続き新たにご就任された町村長さんや「町村長選挙・ひとことインタビュー」において紹介することとしております。また、本会21町村の政策や独自の取り組みについて、「町村通信21」のコーナーで紹介していきます。

4つの廃校を同時に活用 事業者と連携し賑わいを創る

閉校した学校の利活用は、全国的な問題ですが、川崎町の挑戦を紹介します。

8年前、4つの小学校を閉校しましたが、学校は住民一人ひとりの思い出の場であり、地域を支えるコミュニティ活動の場でした。その施設を生かしながら地域の人々に関われる活用を考え、町内外に企画を募ったところ、民間企業等から利活用プランが提出され、17年5月、それぞれ独自の事業がスタートしました。

現在、4つの施設は、①ボルダリングなどスポーツ施設(旧川内小)、②レストラン、カラオケサロン(旧本砂金小)、③農産物直売所、レストラン・カフェ(旧支倉小)、④アウトドア体験・自然学校(旧前川小・青根分校)として運営されています。廃校を活用し、地域に

かに賑わいを創出し続けるか。各施設が連携して情報を集約、発信するための組織や運営する人材・ノウハウも求められます。

今後、さらに事業者と川崎町はそれぞれに連携を強め、利用者はもとより地域住民にも愛されるような施設になるよう目指していきます。



①KSPボルダリング
(旧川内小)



②みつけ健康増進ショップ
(旧本砂金小)



③イーレ！レストラン支倉庭
(旧支倉小)



④アオネ×マトカ
(旧前川小・青根分校)

町村会の予定

5月

27日 消防組合議会

*** 令和2年度新規採用職員研修の
開催中止について**

5月18～26日予定の新規採用職員研修(3班編制)は、新型コロナウイルスの感染予防のため今年度の開催を見合わせます。受講予定の皆様には研修テキスト・資料を配布します。

6月

17日 都道府県町村会会長会議

22～23日 北海道東北六県町村会会長会議

26日 正副会長会議
町村長会議

*** 新型コロナウイルス感染予防のため、
日程が変更になることがあります。**

共済事業アレコレ

生協火災共済加入の建物で 罹災が発生した時は

町村生協の火災共済は、ご所有の建物や動産(家財)について、損害が発生した際に共済金をお支払いすることができる制度です。対象となる災害は次のとおりです。

- 1 火災
- 2 落雷
- 3 破裂又は爆発
- 4 建物外部からの物体の落下、衝突等
- 5 風水害

罹災が発生した時は、できるだけ早くご連絡をお願いします。また、ご契約者様に請求に必要な書類を準備いただく必要があります。

必要となる主な書類は次のとおりです。

- 1 罹災証明書(市町村長発行のもの)
- 2 平面図(縮尺や間取りのわかるもの)
- 3 被災現場の写真(建物全景と被災の状況がわかるもの)
- 4 損害見積書(建築業者等の修理見積)
- 5 共済契約承諾書(原本)

このほか被災ごと必要な書類をそろえていただきご請求をお願いします。

罹災の発生や疑問点等ありましたら下記電話番号までご連絡ください。